

日・マレーシアEPAの例：日本側譲許表（区分）

表 4 欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の 毎年均等な関税の引下げ。基準 税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n = 5, 6, 7, 9, 10, 15 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
P	協定の発効日から不均等な関 税を引き下げ、または撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目 対象品目：マーガリン、ココア調製品等 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
Q	関税割当（先着順） 1,000トン/年度まで無税	輸出国管理（FAMAが発給する証 明書が必要） 対象品目：生鮮バナナ
R	協定の発効後、一定期間を経て 関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

日・マレーシアEPAの例：日本側譲許表（注釈）

表 5 欄	内 容
1	再交渉の時期(協定発効後 5年毎) さわら、たらばがに等
2	関税割当の条件(千トン / 年まで無税等) 生鮮バナナ
3	不均等な関税引下げ税率 マーガリン
4	再交渉の時期(協定発効後 5年目) 油脂調製品の一部
5	再交渉の時期(協定発効後 4年目) ソーセージ等の一部
6	不均等な関税引下げ税率 ココアペーストの一部
7	不均等な関税引下げ税率 ココアペーストの一部
8	不均等な関税引下げ税率 ココア・パウダー
9	不均等な関税引下げ税率 ココア調製品の一部
10	不均等な関税引下げ税率 ココア調製品の一部